

## 第3期滋賀県国民健康保険運営方針の変更について

### 1 県民政策コメントの実施結果

令和7年12月16日(火)から令和8年1月15日(木)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「滋賀県国民健康保険運営方針(変更原案)」についての意見・情報の募集を行った結果、意見・情報はありませんでした。

また、市町に意見照会を行った結果、内容に関わる意見はありませんでした。

### 2 第3期滋賀県国民健康保険運営方針の主な変更部分

#### 4 保険料(税)の標準的な算定方法および保険料水準の統一に関する事項

##### 4-1 保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項

##### <標準的な算定方法>

##### (1) 標準的な保険料賦課方式

標準的な保険料(税)の賦課方式は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分ともに3方式とします。

##### (2) 標準的な賦課割合

ア 応能割と応益割の配分は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分ともに全国と比較した本県の所得水準に応じて設定します。

「応能割」:「応益割」=「所得係数」:「1」とします。

所得係数は、「都道府県平均の一人当たり所得」を「全国平均の一人当たり所得」で除することにより算出します。仮に所得水準が全国平均の都道府県であれば1となり、納付金の応能割と応益割の割合は1:1となります。

イ 応益割の均等割と平等割の標準的な割合は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分ともに70:30とします。

##### (3) 標準的な賦課限度額

標準的な賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分ともに国が政令で定める額を基準とします。

##### (4) および(5) 省略

##### (6) 納付金および標準保険料率算定における標準的な収納率

標準的な収納率は、市町における保険料収納のインセンティブを確保するとともに、収納率向上の努力を促すため、5に定める規模別目標収納率の達成状況に応じた調整率を、直近3か年の平均収納率に加減して市町毎に設定します。

なお、標準的な収納率は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分ともに同じとします。